

す か  
**住まいのバリアフリー化**  
 す な じゅうたく あんしん く  
 ～住み慣れた住宅で安心して暮らせるように～



身体に障害のある人が、本人や家族の負担を軽減するために行う住宅改造をする費用の一部を助成する制度があります。

申請書の提出は、**工事前**で、助成は原則**1回**だけです。

**工事中や工事完了後の申請受付はできませんので、ご注意ください。**

	①津野町住宅改修費給付事業	②津野町障害児・者住宅等改造支援事業
対象者	・下肢、体幹機能障害の3級以上の人 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）のある障害等級3級以上の人 （ただし、特殊便器への取り替えをする場合は、上肢機能障害2級以上の人）	
対象工事	(ア)手すりの取り付け (イ)段差の解消 (ウ)滑り防止及び移動しやすくするために 行う床材の変更 (エ)引き戸等への扉の取り替え (オ)洋式便器等への便器の取り替え (カ)その他、上記の住宅改修に付帯 して必要となる工事	浴室、玄関、台所、便所、廊下、階段、 居室等
助成金額	20万円（原則1割自己負担。ただし、 非課税世帯は負担なし、課税世帯は 負担あり）	上限額100万円 補助率 3/4（内、県補助1/3） （1/4は自己負担になります）

※**助成の対象外工事は自己負担**になります。

※②は前年の所得税額30万円未満の世帯が対象です。



※ 住宅改造をお考えの方は、まず電話でご相談ください ※

《お問い合わせ先》

そうごうほけんふくし りらく しょう ふくしたんとう いたう  
 総合保健福祉センター里楽 (障がい福祉担当：伊藤) ☎55-2151  
 そうだんしえん そうだんいん はまくち ささあか  
 相談支援センターつの (相談員：濱口、笹岡) ☎55-2751  
 けいたい  
 携帯☎090-7625-2208  
 きょうつう  
 共通FAX 55-2119